

## 鈴鹿市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） の実施について

### ◆趣 旨

令和8年度からこども誰でも通園制度を鈴鹿市内の保育所（園）、認定こども園、幼稚園などで実施します。普段保育所等に通っていない児童を対象に、家庭とは異なる環境での経験をしていただくことで、こどもの成長を促すとともに、育児のリフレッシュにも繋がります。

### ◆内 容

全てのこどもの育ちを応援し、子育て家庭に対する支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満までのこどもを対象として、1人当たり月10時間までの利用枠の中で、就労要件を問わず柔軟に施設に通園できる制度です。

- ◇対象となるこども 0歳6か月～満3歳未満の保育所（園）・認定こども園・企業主導型保育施設に在籍していないこども
- ◇利用可能時間 こども1人につき月10時間まで  
※1日最低1時間以上の利用  
(それ以降は30分単位で利用可能)
- ◇利用料金 各施設により異なります  
別途、給食費・おやつ代等の実費負担が必要な場合があります。
- ◇実施施設 10施設  
(別紙「乳児等通園支援事業 事業実施予定事業所一覧」参照)
- ◇利用の流れ 国のこども誰でも通園制度総合支援システム（以下、「システム」という。）からオンラインで利用申請をし

ていただくと、鈴鹿市が利用者の認定証及びアカウントを発行します。

発行されたアカウントよりログイン後、利用希望施設に事前面談を申し込みいただきます。

施設との面談実施後、利用希望日をシステム上で予約し、利用いただきます。



▲こども誰でも通園制度総合支援システムポータルサイト

こども家庭庁（外部サイト）

#### ◇スケジュール

- 3月2日（月） 利用申請の受付開始
- 3月下旬 利用者の認定証及びアカウントの発行、  
事前面談の申し込み開始
- 4月1日（水） 事前面談の実施・利用予約の開始

#### [問い合わせ先]

こども育成課 担当 中村 直通電話 382-7606